

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|-------------|-----------------------------------|--|
| 部 課 室 等 名 | 上下水道局 お客さまセンター 普及指導係 | |
| 許 認 可 等 名 | 汚水排除量の認定 | |
| 根 拠 法 令 | 徳島市公共下水道事業条例 | |
| 根 拠 条 項 | 第13条第3項第3号 | |
| 連 絡 先 | (電話 621-5311) | |
| 審 査 基 準 | 基 準 | 製氷業その他の事業を実施した場合において、当該事業に伴い使用する水の量が当該事業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるときは、使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。 |
| | 参 考 事 項 | |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更) |
| 標 準 処 理 期 間 | 標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由) | 総日数 60日 (休日を含む) |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更) |